

漱石の「種痘届」

村田 由美*

要旨

漱石の熊本時代、第五高等学校に「種痘届」を提出したことが知られていたが、長年その書類の行方が分からなくなっていた。しかし、この夏（平成二九年）それが見つかり、書類を調査すると、明治三二（一八九九）年熊本で「天然痘」が流行したときの状況が明らかになった。「種痘」によつて顔に「痘痕」が残ったことは、漱石の大きなコンプレックスになったと言われている。熊本時代の「天然痘」の流行と第五高等学校の状況、漱石の心理状態について考察する。

キーワード

夏目漱石、漱石と熊本、第五高等学校、種痘

一、はじめに

漱石が、熊本の第五高等学校に在任中、学校に「種痘届」を出していたことは、原武哲氏の「漱石の種痘『届』」（『漱石全集』

第二六巻「月報」25一九九六・一二）によつて知られている。原武氏が昭和五三（一九七八）年に調査した際に発見したという。しかし、この「届」は、平成七（一九九五）年、筆者が熊本大学に調査に入ったときには行方が分からなくなっていた。

ところが、それがこの夏（平成二九年）、大学の他の場所から見つかり、五高記念館に保管されることになった。早速、それを見てみると、漱石だけでなく、他の教職員、寮生など数多くの「届」が一緒に綴じられていた。これらは、この時代を知るうえでも重要な資料といえる。そこから、漱石の「種痘届」の意味も見えてくる。

二、天然痘の流行と第五高等学校の対策

明治三二（一八九九）年二月二八日付「九州日日新聞」で長崎に入港した米国郵船チャイナ号の乗客に天然痘が発生したことが報じられた。同三月三日付の新聞によると、県下に三人の天然痘

*崇城大学非常勤講師

の患者が発生した。患者は次第に増え、新聞は刻々とその様子を伝えている。

三月九日付の新聞では「天然痘伝播の兆あり」という見出しで、三人の患者に加えてさらに五人の新患者が発生したことを述べている。患者は熊本市から宇土郡に及び、「罹患原因系統は皆不明」として「県下天然痘流行の兆」を示すに至ったので熊本市をはじめ各郡が予防のための「種痘を励行せんと」「其筋にて協議中」という。

三月一五日付の新聞では「天然痘の猖獗」という見出しで天然痘が熊本全市に蔓延しただけでなく、「接近地なる飽託郡の各村」に及んでおり、一三日夕までに県の衛生課に届け出られた報告によると熊本市一八人、飽託郡一二人、宇土郡一人の計三一人となったが、さらに増え、四〇人近くになっていると述べている。これに対して、徳久恒憲知事が各郡市役所、町村役場及び警察署に

県下熊本市及飽託郡宇土郡に於て天然痘発生し流行の兆候有之今にして予防の方法を施すにあらざれば如何なる惨害を蒙るやも保し難し依て各市町村に於ては来四月二十日迄に未種痘者は勿論再三種を経へたる者と雖も年齢五十年以下にして種痘善感後五年を経過したる者は無洩接種せしめ伝染の不幸に陥らざる様取計ふべし但種痘施行の日時場所は予じめ市は直に町村郡役所を経て県庁に報告すべし

という「訓令」を出したことが報じられる。

草場町（現熊本市中央区草場町）にある「修道病院」では毎週月曜と木曜日を種痘日としていたが、一昨日（一三日）から休日

を除く毎日午後種痘を行うことにしたところ、昨日（二四日）は種痘者が二四〇余人に上ったことも報じられている。

三月一九日付「九州日日新聞」では熊本市内の藤崎八幡宮で来たる二三日から二五日まで、「二夜三日の痘瘡除けの祈祷を執行」するとも記載されている。

五高では、県知事の訓令に依じて、三月一六日付で中川元校長が訓令を発した。五高資料には訓令案と学内の廻覧命令も残っている。訓令は以下の通りである。

本校職員

熊本県下各地ニ於テ目下天然痘

発生シ漸次蔓延ノ兆候有之

衛生上忽諸二付スベカラザル次第

二付本年一月以降未種痘ノモ

ノハ此際各自種痘致様致サル

ベシ

但本年一月以降種痘ノ者ハ医

師ノ種痘証ヲ添ヘ其旨届出

ラルベシ

右訓令ス

明治三十二年三月十六日

第五高等学校中川 元

無論、種痘は教職員だけではなく、生徒に対しても行われた。生徒については次のような文書が残っている。

明治三十二年三月十六日起案

本校ニ於ケル種痘執行日別及時

間御達之件

案

生徒

明十七日ヨリ本校閲覧室ニ於テ左ノ
時間割之通り種痘ヲ執行ス未種痘
ノ者ハ該時間内ニ於テ衛生医ノ接種
ヲ受クベシ

但種痘時間ハ授業ヲ休ム又手数

料一人金五錢ヲ前納スベシ

十七日 午前八時ヨリ十時 法科二年甲組

全 午后一時半ヨリ三時マデ二部一年乙組

十八日后ノ時間割ハ追テ指示スベシ

年月日

校名

十八日の予定については翌日また指示が出ている。

明治三十二年三月十七日起案

生徒明十八日悉皆種痘御執行

二付御達之件

案

生徒

本校ニ於ケル生徒種痘之儀今十七

日執行未済之分明十八日午前第八時ヨリ悉皆左之

順次ニ依リ執行致条無洩衛生

医ノ接種ヲ受クベシ

但明十八日ハ授業ヲ休ム

年月日

校名

法科三年 甲

全 乙

文 三年

二部三年

三部三年

土木二年

機械二年

法 二年乙

文 二年

二部二年甲

二部二年乙

三部二年

土木一年

機械一年

法一年甲

法一年乙

文一年

二部一年甲

以上

同じく十七日の起案書に

明治三十二年三月十七日起案

未種痘生徒登校ニ関シ御達

之件

案

生徒

今般未種痘之者ハ来ル廿二日以後

種痘ヲ了セサル間ハ登校ヲ許サス

右相達ス

年月日

校長

これらの書類から学校では、授業も休業にして種痘を行うなど、徹底した対策が取られていたことがわかる。

さらに興味深いのは、「習学寮炊事場雇人」九人、「校丁」五人、「園丁」一人、「職工」一人、「小使取締」二人、「小使兼喇叭手取締」一人、「小使兼喇叭手」三人、「小使」二〇人のすべての名前が挙がり「種痘済」と書かれた書類があることだ。『第五高等学校一覽』の教職員名簿には、こうした学校で雇われている人々については記載されていない。当時の第五高等学校に、これだけ多くの人々が雇用されていることが分かる興味深い資料である。

三、教師の「種痘届」

ところで肝心の教師たちの接種状況はどうであったかというところ、一六日の訓令後、種痘届を提出した者が少なかったのだろう。三月二五日付で再び学校長の訓令が出された。

明治三十二年三月廿五日起案

種痘届督促ノ件

本月十六日付訓令ニ依リ本年一月以降

種痘在八医証ヲ添ヘ其ノ旨届出可相成

答二候処于今御届出無之取調上指支工夫

二付此際速ニ御届出相成度候也

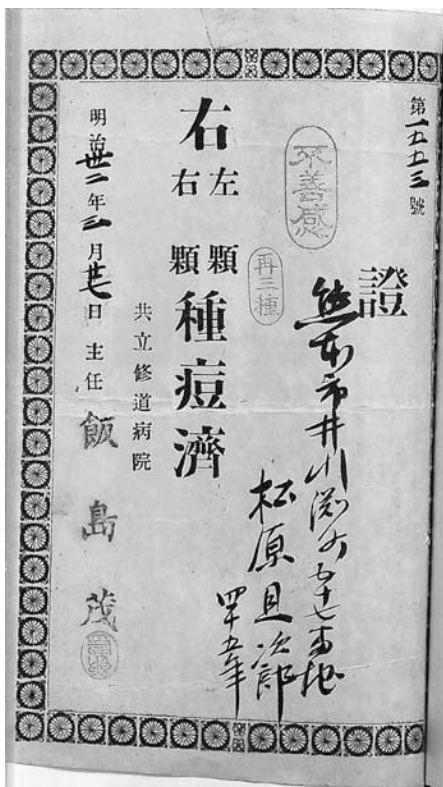
年月日 課名

職員 宛

これにしたがつてやつと職員の種痘届が出されたようだ。綴じられていた書類は漱石のものを含め、二十九人分。そのうち医師による証明書が添えられているのは松原旦次郎（フランス語）、長尾楨太郎（倫理・漢文）、岩政憲三（経済通論）、小溝茂橘（化学）、久後元長（ドイツ語）、吉田七郎（測量）、太田黒一清（雇・会計）、長谷川貞一郎（歴史）・井手大次郎（雇・会計）、吉村太郎（体操）、木下真三郎（囑託・化学）の十一人である。

書類には医師の証明書を添えたと書いてあるが、証明書の残っていないのは、児島献吉郎（漢文）、二宮哲三（ドイツ語）、仙川公篤（書記）、戸張瀧三郎（柔道）の四人。

医師の証明書はないが医師名、病院名が書かれているものは鈴



松原旦次郎の「種痘証」

木千代吉（図画）、原田盛夫（図書）、東平喜（会計）、篠本二郎（地質）、伊形喜一郎（体操）、能勢権七（学寮）の六人。

診断書も病院名も書かれていないが、種痘済みの届けを出したものは緒方武（体操・学寮）、伊藤肇（国語・作文）、黒本植（作文）、漱石（英語）の四人。

まだ接種していないことを届け出たのが野田長三郎（撃剣）、大森藤蔵（化学）の二人。

このほか、メモのようなものに書かれた紙に「未」として名前があげられているのが杉山岩三郎（数学）、大平松次郎（図画・機械学）、武藤虎太（歴史）、生駒新太郎（漢文）、沼田大九郎（体操）、木村邦彦（英語）、中島春海（撃剣）の八人。

しかし、このメモの分を入れても、残存する資料は当時の職員全員分ではない。ここには校長、教頭の名前もない。二度の校長命令によってどの程度種痘が徹底されたものかは、残っている資料からは、残念ながら判断できない。

四、漱石の「種痘届」

漱石は、校長の督促に従って「届」を提出している。かなりかすれた薄い文字で一氣に書かれたようだ。

届 柿田

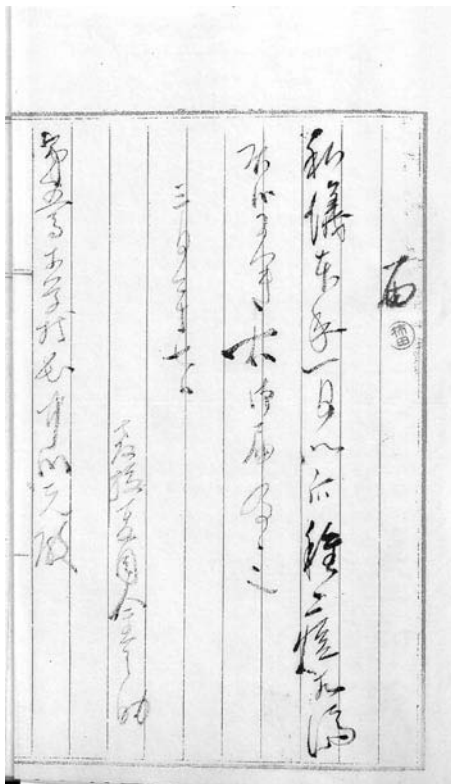
私儀本年一月以后種痘相済
居候につき右御届及候也

三月二十七日

教授 夏目金之助

第五高等学校長 中川元殿

果たしてこの「届」の通り「種痘」を行ったものかどうか。原武哲氏は、漱石が『吾輩は猫である』で珍野苦沙弥が「痘痕面」を気にしている様子や、留学中の書簡を取り上げて、漱石にとつて「痘痕」が「身体的ハンディキャップであり、最も気になるウィークポイントであった」と述べる。これを「逆手に取って開き直り、自虐的に自己を戯画化、滑稽化した。肉体的欠損を材料にして笑いとばす余裕を醸し出し、客観化、相対化することにより、芸術、文学として昇華した」と論じた。そして種痘証の提出を迫られたとき、幼い頃の「天然痘の痒さのあまり体中を掻きむしって泣きわめいた苦い記憶をよみがえらせた」漱石は「今更種痘する必要性を認めず、とは言え、届けを義務付けられている高等官六等教授夏目金之助に於ては、躊躇することなく」「自己申告の『届』を書いたことであろう」と推測している（前掲『漱石全集』第二六巻「月報」）。



夏目漱石（金之助）の種痘届

確かに原武氏の指摘するように「痘痕」は漱石の極めて強いこだわりの一つであり、劣等感でもあった。しかし、熊本ではさらに、漱石に、この幼児体験を思い出させる重要な事件が起こっていた。『漱石の思い出』によると、記述が明治三〇（一八九七）年ごろのことか三一年（一八九八）のことか極めてわかりにくくなっているが「塩原のおやすさんから長い手紙」が学校宛に送られて来たことが述べられている。「塩原を出てからのこと、夏目の幼時のことなど」「子供のころ疱瘡を病んだ時、どんなに寝ずに看病してあげたと思う。五歳の時小便をしようとして縁側からころがり落ちて腰の骨の脱けた時、どんなに自分がめんどろをみてやったことか。」「昔々養育に骨折ったことをいろいろとならべ立てたそれはそれはひどい手紙」だったという。つまり、熊本時代に漱石は、養母やすからの手紙で、幼時「種痘」を受けた後、本疱瘡になったときの「苦い記憶」を呼び起こされていた。それに輪をかけたのが、この「種痘」命令だった。

漱石にとって「種痘」は「天然痘の痒さのあまり掻きむしって泣きわめいた苦い記憶」とともに、なにかにつけては恩を着せようとした養父母の不快な記憶をも呼び起こすものだった。

漱石は二度と「種痘」をしたくはなかっただろう。では、漱石の「種痘届」は原武氏の言うような「自己申告書」なのだろうか。実は、漱石の「届」には、「届」のすぐ下に柿田の印鑑が押されている。柿田は、五高の衛生医柿田末四郎である。柿田は五高の生徒や寮の炊事場雇人や小使いなどの種痘を行っている。

種痘届の中にも、柿田医院あるいは「当校」で種痘を行ったと書かれた緒方、原田、黒本、伊形、山川のもの、風邪のため種痘を受けられないという届けを出した大塚の届けには柿田の印がある。これは、明らかに校医である柿田が認めたということだ。つ

まり漱石の「届」は、単なる「自己申告書」ではなく、校医が認めたものということになる。

では、漱石は種痘をしたのかどうか。興味深い資料がもう一つある。それは、同じく職員の大森藤蔵のものである。大森の「御届」には「私儀昨年十月前住所福岡県地二於テ種痘致候得共更二感染ノ模様無之且既二天然痘二罹リタルコト有之候二付今回八種痘見合セ申候間此段及御届置候也」と書かれている。天然痘に罹っているというのは漱石と同じである。「天然痘」に罹患した者は、種痘しなくてもよかつたのか。

さらに調べると明治一八（一八八五）年一月九日布告された「種痘規則」があることがわかつた。その第二条に「種痘ハ善感後ト雖モ五年乃至七年再種ヲ行ヒ再種後五年乃至三年二三種ヲ行フベシ」とあり、提出書類の中に「三種」と記載されているものもある。この第六条に「種痘済ノ者ハ医師ヨリ種痘証ヲ受領シ戸長役場二届出ヘシ但天然痘二罹リタルモノハ医師ヨリ其ノ証ヲ受領シ本條二準スヘシ」とある。つまりすでに天然痘に罹っている漱石は、種痘を受ける必要はなかつたのである。

それを漱石は知らなかつたのか、とりあえず「届」を書き、医師の柿田に見せたのか。詳細は不明だが、柿田は漱石がすでに「天然痘」の罹患者であることを認め、これに印鑑を押したのだと考えられる。

『熊本県統計資料』によると、この明治三二年に天然痘で亡くなった人は七九人の患者中三人。明治三〇年の一三三人の患者中二〇人の死亡に比較するとはるかに少ない。明治三二年で最も死亡者が多かったのは赤痢患者で二八六六人（罹患者一五三九人）。次はジフテリアの一四一人（罹患者三六一人）、第三は、腸チフス一二六六人（罹患者五六一人）だった。

天然痘は明治時代、四度大流行した。明治二九年から三〇年が三回目にあたる。全国で一万五六六四人が死亡した。その後大正八（一九一九）年に九三八人の死亡者が出て以来昭和二〇（一九四五）年まで死者が一千人を超えることはなかった。それは、こうした徹底した予防策が功を奏したといえる。英国留学後の漱石は、明治四〇（一九〇七）年まで教職に身を置くが、熊本でのこのような経験は二度となかった。

参考文献

- ・夏目鏡子述・松岡讓筆録『漱石の思い出』（角川文庫、昭和四一・三）
- ・『熊本県統計書』明治三二年
- ・河田勇共編『官民必読六疫法林』（明治二八・八）
- ・『明治時代史辞典』（吉川弘文館、二〇一三・七）
- ・五高資料

※なお、掲載した写真は五高記念館から提供されたものである。